

高浜原発仮処分決定の普遍的意義 —— 伊方判決に照らして 大阪地裁での大飯原発行政訴訟に生かそう



4月14日に福井地裁で出された高浜3・4号に関する仮処分決定は、「本件原発の安全施設、安全技術には多方面にわたる脆弱性があるといえる」と断定し、その脆弱性として4点（①基準地震動の大幅引き上げと耐震工事、②外部電源と主給水を耐震Sクラスに、③使用済燃料を堅固な施設で囲む、④同施設の「冷却」設備を耐震Sクラスに）を挙げ、さらに他に2点（(1)使用済燃料プールの計測装置をSクラスに、(2)免震重要棟の設置）を指摘している(p.44)。

その脆弱性の責任は直接原子力規制委員会に向けられ、「原子力規制委員会が策定した新規制基準は上記のいずれの点についても規制の対象としていない」と指摘し、「そのため、本件原発の危険性は、原子炉設置変更許可がなされた現在に至るも改善されていない」と断じている。

ここから後の論理は伊方最高裁判決に依拠しており、「この設置変更許可をするためには、申請に係る原子炉施設が新規制基準に適合すると専門技術的な見地からする合理的な審査を経なければならないし、新規制基準自体も合理的なものでなければならないが」、「新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていることであると解すべきことになる。しかるに、新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」と断定している。ここには立証責任を負うものとして債務者・関西電力が登場する余地はなく、設置許可取消処分である伊方判決の論理が直接に適用され、原子力規制委員会の責任が直接問われている。ここに、この決定の本質的な普遍性がある。

伊方最高裁判決は、3月20日の佐賀地裁玄海MOX裁判の判決及び4月22日の川内仮処分の決定でも適用されているので、その適用の仕方を比較してみよう。

(a) 佐賀地裁判決では、第2の「立証責任について」で、「原子炉施設の安全管理の方法は、各原子炉ごとに異なり、かつ、その資料はすべて原子炉設置者の側が保持していることなどの点を考慮すると、玄海原発3号機の安全性については、被告において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張立証する必要がある」として、いったんは被告・九電に立証責任を転換している(p.26)。ところが次の「第3判断の進め方」では、「本件各安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしているかどうか検討する」、「これらが満たされていることが確認された場合には、被告は、本件訴訟の争点に関し、玄海原発3号機の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになる」として、規制基準は絶対化し、適合性だけを問題にして、最後は適合性をすべて認めたのである。

(b) 川内原発決定では、「本件原子炉施設の安全性については、債務者の側において、まず、原子力規制委員会の制定、策定した新規制基準の内容及び原子力規制委員会による新規制基準への適合性判断に不合理な点のないことを相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して主張疎明する必要がある」として、新規制基準の適合性だけでなく基準そのものに関する立証責任をも債務者・九電に求めている。しかし、規制される側が規制基準を評価することなどできるものだろうか。結局決定は、あれこれの含みをもたせながらも、責任を債権者に負わせた。

これらと比較すると高浜決定は、関電や高浜とかよりも前に、原子力規制委員会の責任を直接第一義的に追及しており、そこから決定の普遍的意義が生じている。その内容を、我々が取り組んでいる大阪地裁での大飯行訴で生かしていこう。